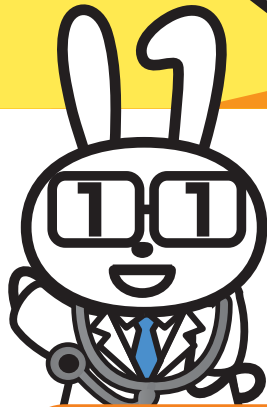


マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは 🔍

マイナポータル



別添2

ステッカー(150×150mm)

氏名 番号 花子
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号
性別 女
平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効
□□市長
電子証明書の有効期限 年 月 日
0123456789ABCDEF 1234
●健康保険給付意思【1】施設搬送及び心停止した死後/2心停止(1+2で提供したくない場合は×)【心臓・肺・肝臓】
発症年月日 年 月 日 署名
特記事項

保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付 